

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の取扱いについて

1 制度の概要

「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」（以下、「県要領」という。）において、次のいずれか該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所については、地域医療構想調整会議の議論や県医療審議会の意見聴取を経て、病床設置等の許可を要しない診療所として決定することとしている。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) 分娩を取り扱う診療所

2 現状と課題

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、住民の身近な地域で緊急時に対応できる入院機能を確保するなど、有床診療所の果たす役割が一層期待されている。

こうした中、平成31年3月14日開催の医療審議会において次の意見が出された。

- (1) 診療所が地域包括ケアとして地域の医療需要を踏まえているかということについて、特定の医療機関や施設からではなく幅広く周辺から受けているのか、地域の医療提供体制の構築に協力して、いわゆる地域の協議の場に積極的に参加されているかを確認する必要があるのではないか。
- (2) 許可を要しない診療所の病床も既存病床数に計上されてしまうことから、計画的な病床整備に支障をきたすおそれがある。こうした中、許可を要しない診療所についても、病床整備事前協議の中で併せて審査してもよいのではないか。

3 「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」の要件について

(1) 現在の要件

県要領第2条(1)では、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所について、要件（ア～キ）のいずれかに該当し、実績を有することが求められているものである。

しかしながら、ア～キのいずれかのみを満たしていれば、地域包括ケアシステムの構築に資するかというと、それのみでは地域連携に関する取組みなどを判断・評価するには十分ではないことから、要件を追加する必要があると考えられる。

(2) 追加を検討する要件について

前述の要件をより明確にするため、今後、次のような要件を追加することを検討したい。

『追加する要件の例』

- ア～キ (省略 (現行のとおり))
- ク 次の (ア) から (ウ) を満たし、(エ) 又は(オ)のいずれかに該当すること。
- (ア) 地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が複数回あること。
(地域包括支援センター開催の会議、地域ケア会議、医師会開催の会議等)
- (イ) 地域の医療機関及び介護関係機関との幅広い連携実績が複数回あること。
(自法人内・自グループ内は除く、連携のための相談は含めない。)
- (ウ) 地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていること。
(急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることを計画や組織の規定などにより確認できること。)
- (エ) 医療と介護の連携シート等による患者(利用者)情報の共有化が図られていること。
- (オ) その他、地域包括ケアシステムの構築に資する連携の実績があること。

4 病床整備に関する事前協議との関係の整理について

次のように整理することを検討したい。

(1) 事前協議が行われる場合

- ア 原則は事前協議の枠組みの中で申し出てもらう。
- イ ただし、地域の事情を踏まえ、医療法第7条第3項に基づく協議の余地も残す。
- ウ 事前協議で取り扱う場合は、9月末から11月末頃までに実施する公募に申し出てもらい、翌年1～2月頃に開催する第3回地域医療構想調整会議等の議論を経て、3月の県医療審議会で決定する。

(2) 事前協議が行われない場合

医療法第7条第3項に基づく協議を受け付ける。

受付の時期は（1）の事前協議が行われる場合と同様、9月末から11月末頃とする。

5 今後の予定

- 8～9月 各地域医療構想調整会議での議論（意見聴取）
- 9～10月 保健医療計画推進会議、県医療審議会への議論の状況の報告
- 10～11月 各地域医療構想調整会議での議論（素案）
- 1～2月 各地域医療構想調整会議での議論（改正案）
- 2～3月 保健医療計画推進会議での議論、県医療審議会への諮問
答申を受けての要領改正